

終戦直後期における水産企業の経営展開—南氷洋捕鯨事業の事例—  
Business Development of Fisheries Companies in the Immediate Post-War  
Period: The Case of Whaling Industry in the Southern Ocean

湯浅俊介

(立教大学)

Shunsuke YUASA

(Rikkyo University)

E-mail : yuasa-sh@rikkyo.ac.jp

【要約】

本稿の目的は、南氷洋捕鯨事業に着目し、終戦直後期における水産企業の経営展開について明らかにすることである。南氷洋捕鯨事業は、終戦直後期において、GHQにより漁区が制限されていた中、タンパク源不足を解消する目的の下に、例外的に許可された遠洋漁業であった。許可を受けた水産企業は、金融機関の融資によって資金を得て出漁し、事業を拡張した。鯨肉を中心に生産を行い、統制令の下における公定価格での取引によって、企業は利益を上げた。しかし GHQ による管理下での鯨油輸出も、企業に利益をもたらしていたのである。南氷洋捕鯨事業は、最大で企業の売上高の 6 割を占めた。漁区制限の中、企業の中核的事業となったのである。しかし統制が撤廃されると、同時期のデフレ傾向の影響もあって鯨肉の生産金額は低下し、鯨油取引も見通しが不透明となった。

【キーワード】

捕鯨業、南氷洋捕鯨、水産企業、日本経済史、経営史

【abstract】

The purpose of this paper is to examine the business development of fisheries companies in the immediate post-war period, focusing on the whaling industry in the Southern Ocean. The whaling industry in the Southern Ocean constituted an exceptionally permitted far seas fishing, authorized by the GHQ despite fishing zone restrictions, with the aim of alleviating protein shortages. Authorized fisheries companies obtained funding through loans from financial institutions and conducted their operations. Centred on whale meat production, these companies generated profits through transactions at official prices under control order. At its peak, whaling industry in the Southern Ocean accounted for up to 60% of the companies' sales revenue. However, when price controls were lifted, the price of whale meat declined due to the

prevailing deflationary trend at the time, and the outlook for the whale oil trade became uncertain.

## 1. はじめに

本稿の目的は、南氷洋捕鯨事業に着目し、終戦直後期<sup>(1)</sup>における水産企業の経営展開について明らかにすることである。

南氷洋捕鯨とは、南氷洋（南極海とも）において行われていた母船式漁業の一種である。母船式漁業とは、主体となる母船（工船とも）と、母船に配属された漁船および搭載艇によって編成された船団により営まれ、配属漁船および搭載艇により漁獲された漁獲物を「母船内で完全に処理加工し、その生産物を保蔵しうる一切の設備を有し」<sup>(2)</sup>ていることを特徴とする漁業のことを指す。上述のような特徴から出漁には多大な資本を必要とし、母船式漁業は戦前より大規模な水産企業によって展開されていたのである（桧山(1964)、p.96）。

終戦直後の日本では、マッカーサーライン<sup>(3)</sup>によって漁場および自由な漁業が制限されている状況であった。しかし 1946 年より、日本水産株式会社（以下日本水産）および大洋漁業株式会社（以下大洋漁業）に GHQ より特別に南氷洋捕鯨が許可された。南氷洋捕鯨が、終戦直後の日本における数少ない公海における水産業として、大規模な水産企業により展開されたのである（農林大臣官房渉外課訳編(1949-1950)、pp.129-133）。このような特徴を持つ南氷洋捕鯨事業は、終戦直後において、日本の大規模水産企業が再建するテコとなったことが指摘されていた（山口編(1965)、p.399）。

終戦直後期における日本の水産業の展開過程については、これまで様々な研究で明らかにされている（例えば山口編(1965)、岩崎(1997)、片岡・小岩・伊藤編著(2022)）。これらの研究では、戦後漁業制度改革への関心や、水産業協同組合法への注目から、企業に関する分析は限定的であった。一方、水産企業に関する研究としては社史により明らかにされてきたが（宇田川・上原監(2011)、ニチロ編(1996)など）、企業全体の歴史を扱うがゆえに終戦直後期の展開過程については僅かに触れられるのみである。

南氷洋捕鯨の許可を受けた日本水産および大洋漁業は、戦前来、遠洋漁業における特定種目の漁業を支配しつつ発展し、「独占」と称された大規模な水産企業であった（山口編(1965)、p.347）。つまり、日本の水産業を論じる上では、欠かすことのできない存在なのである。それゆえに、終戦直後における日本の水産業の展開過程を明らかにする上では、漁業制度改革等のみならず、戦前来遠洋漁業を担い、「独占」と称された大規模水産企業の展開過程を明らかにすることは不可欠と言えよう。大規模水産企業の再建におけるテコとなったことが指摘される南氷洋捕鯨事業を、企業の最重要部門として位置づけ分析することで、終戦直後期における大規模水産企業の展開過程を明らかにしたい<sup>(4)</sup>。

具体的には、戦後、南氷洋捕鯨に初出漁する 1946 年から、国際捕鯨取締条約に加盟す

る前年である 1950 年までを対象とする。

## 2. 占領下における出漁と企業経営

### 2-1. 終戦直後の再出漁

戦前期において、最大 3 社 6 船団を出漁させていた日本企業であるが<sup>(5)</sup>、戦時中の中断に伴い、その様相は大きく変化していた。戦時中、捕鯨母船は相次いで徴用されたが、その結果、終戦時点で全ての捕鯨母船が滅失または廃船となっていたのである（前田・寺岡(1952)、pp.29-30）。

上述のような状況であったにも拘わらず、GHQ によって南氷洋捕鯨が許可されたのは、戦後日本における食料事情の逼迫に対処するためであった。「an emergency measure to increase Japan's meager food supply by vitally needed proteins.」（日本の不十分な食料供給を、欠くことのできないタンパク質によって増加させるための緊急措置）<sup>(6)</sup>として許可されたことが、GHQ によって示されている。それゆえに、捕鯨母船はほぼ残存していないという状況だったにも拘わらず、南氷洋捕鯨事業は許可されるに至った<sup>(7)</sup>。

では企業側は、この出漁許可にどのように対応したのだろうか。南氷洋捕鯨業が許可されるより以前、1945 年に日本は捕鯨業が許可されていたが（農林大臣官房渉外課訳編(1949-1950)、p.127）、大洋漁業はこのころから南氷洋捕鯨事業の再開を見越して準備を進めていた。母船には三菱重工長崎造船にて半製品のまま終戦を迎えていた戦時標準型油槽船を買収し、急速な改造を目指していたのである（田中(1959)、p.148）。

しかし大洋漁業に対し、日本水産は、赤字事業になる可能性が高いと判断していたために出漁に消極的だった。最終的には、農林省により、鯨肉価格値上げと船員の食料の配給価格での用意を約束されたことで、出漁を決断する。GHQ、そして日本の食料政策下における政府の対応だったと言えよう。そして日本水産は、大阪港に係留していたタンカーを購入し母船に改造した上で、別途用船した船を塩蔵母船に改造するなど準備を進めた（宇田川・上原監(2011)、pp.201-202）。このような経緯の下、日本水産と大洋漁業は準備を進めてゆき、1946 年 8 月に許可が下りると、同年 11 月、日本水産および大洋漁業の 2 船団による終戦直後期初の南氷洋捕鯨事業への出漁となったのである。

終戦後において、船舶の滅失は勿論のこと、企業側は資金的にも厳しい状況にあったであろうことは想像に難くない。このような資金状況を支えたのは、日本勧業銀行（以下勧銀）、日本興業銀行（以下興銀）、そして市中銀行であった。興銀が船舶等設備資金を融資し、出漁における運転資金を勧銀および市中銀行の融資により得ることで、出漁を果たしたのである（国立国会図書館調査立法考査局編(1949)、pp.221-222）。なかでも大洋漁業への融資については、農林省水産局漁政課長の説明の下、大蔵省が斡旋したとされる（徳山(1992)、p.190）。戦後日本の状況にあって、政府側も南氷洋捕鯨事業を注視していたと言えよう。

表 1 終戦直後期における南氷洋捕鯨事業の生産量（単位：トン）

	長須油		抹香油		冷凍鯨肉		塩蔵鯨肉		その他	
	日本水産	大洋漁業	日本水産	大洋漁業	日本水産	大洋漁業	日本水産	大洋漁業	日本水産	大洋漁業
1946/1947年	3,700.0	8,560.0	0.0	0.0	0.0	1,832.1	10,557.0	9,777.7	50.7	6.3
1947/1948年	6,765.0	11,065.0	10.0	0.0	2,237.7	6,606.0	7,372.0	10,129.9	564.1	646.8
1948/1949年	8,842.0	11,779.6	0.0	0.0	9,429.1	8,379.4	6,406.8	10,705.1	902.9	1,220.0
1949/1950年	12,197.7	16,490.4	0.0	1,646.6	10,429.7	14,331.5	6,838.1	6,461.6	665.8	688.6
1950/1951年	10,125.5	15,052.6	2,212.6	1,610.5	9,239.3	13,111.5	3,178.7	3,313.6	473.6	465.2

出典：多藤(1985)、p.175 より筆者作成。

注：南氷洋捕鯨事業の漁期は、12月と1月が含まれ、年次を跨ぐのが通例であった。そのため、表中では1946/1947年のような形で年次を表記している。

終戦直後であり、両社ともに急速な改修を行った母船ということもあり、第一回の出漁成績はあまりよくなかったことが指摘されているが（前田・寺岡(1952)、p.39）、実際にはどのようなものだったのだろうか。

表1は終戦直後期における南氷洋捕鯨事業の生産量である。これを見ると、日本水産および大洋漁業の両社に大きな差こそあるものの、両社とも長須油の生産が1万tに達していないことが分かる。更に特徴的であったのが、鯨肉の生産量であろう。両社とも1万tを超える生産量であり、長須油の生産量を上回っているのである。戦前および高度経済成長期以降における南氷洋捕鯨事業の中心的生産物は、長須油のマーガリン原料需要を中心とした鯨油生産であったことが、先行研究により明らかにされている<sup>(8)</sup>。鯨肉を中心とした生産となっている終戦直後期の状況は、食料源確保というGHQの目的による、特殊な状況であったと言ってよいだろう。なかでも塩蔵鯨肉が多く、先述の通り用船した船を塩蔵船に改造していたことから、未だ冷凍船の準備は十分でなく、塩蔵鯨肉として鯨肉を持ち帰っていたものと考えられる。この傾向は、翌1947/1948年漁期の第二次出漁も同様であった。

食料生産、特に塩蔵鯨肉を中心としていたと考えられる終戦直後期の南氷洋捕鯨事業は、企業経営上どのようなものであったのか。

表2は日本水産のみではあるものの、終戦直後期における事業年度別生産金額である。これを見ると、南氷洋捕鯨産の鯨油と鯨肉のみで、企業の生産金額のおおよそ4割から5割を占めていたことが分かる。漁区が制限され、自由な漁業が不可能な中で、特別に許可された南氷洋捕鯨事業が、日本水産にとって中核を成していたことが分かる。利益に占める割合は判明し得ないが、1946/1947年漁期については、捕鯨母船の改造費を全て償却してなお、3千万円程度の利益が上がっていたという（ダイヤモンド社(1947)、p.25）。生産金額、利益ともに中心的事業だったと言えるだろう。

大洋漁業については1946/1947年漁期、1947/1948年漁期において、南氷洋捕鯨事業の生産金額が、鯨油が約1億2千万円から8億9千万円に、鯨肉が約1億7千万円から8億9千万円となっていたことしか判明しない（大洋漁業株式会社(1950)、p.2）。しかし後述す

終戦直後期における水産企業の経営展開—南氷洋捕鯨事業の事例—

表 2 終戦直後期における日本水産の事業年度別生産金額（単位：千円）

		1946.8.11-1947.9.30		1947.10.1-1948.9.30		1948.10.1-1949.9.30		1949.10.1-1950.9.30	
		生産金額	比率	生産金額	比率	生産金額	比率	生産金額	比率
捕鯨 南氷洋	鯨油	66,198	12.2%	493,061	25.1%	1,085,120	27.4%	1,650,027	44.9%
	鯨肉	147,510	27.3%	571,605	29.1%	1,152,618	29.1%	609,079	16.6%
捕鯨 近海	鯨油	7,691	1.4%	71,659	3.7%	128,310	3.2%	205,750	5.6%
	鯨肉	126,829	23.5%	206,651	10.5%	352,238	8.9%	227,647	6.2%
捕鯨 小笠原	鯨油	-	-	2,534	0.1%	29,758	0.8%	-	-
	鯨肉	-	-	49,113	2.5%	159,292	4.0%	13,941	0.4%
鯨肉加工品		21,586	4.0%	123,941	6.3%	153,402	3.9%	186,042	5.1%
鮮魚		137,600	25.5%	348,368	17.8%	705,120	17.8%	553,707	15.1%
鮮魚加工品		14,800	2.7%	48,341	2.5%	111,906	2.8%	146,003	4.0%
製氷		18,238	3.4%	45,904	2.3%	81,059	2.0%	84,046	2.3%
計		540,452	100.0%	1,961,177	100.0%	3,958,823	100.0%	3,676,242	100.0%

出典：日本水産有価証券報告書各年より筆者作成。

注：表中の「製氷」は、有価証券報告書の年度により凍氷、氷、製氷など名称が複数存在するが、数字が同一なことから本表では製氷で統一した。

るが、1946年から1950年の五期分をまとめた上での決算では、南氷洋捕鯨事業は約3割の生産金額を占めていたことから、同様に中心的事業だったと言えるであろう。

日本水産、大洋漁業において中心となった南氷洋捕鯨事業のなかでも、鯨肉の生産金額が半数を超える割合を占めていたが（表2）、これを支えていたのは鯨肉の公定価格であった。当時、水産物は統制令下にあり、販売においては公定価格で推移していたのである。では、実際の価格推移はどのようなものであったか。

図1は、当該時期の鯨肉100匁あたりの価格推移である。これを見ると、1947年から1948年ごろの鯨肉価格は、安定的ながらも徐々に上昇傾向にあったことが分かる。当初は5円を下回る程度だった生産者公定価格が、1948年には15円に迫るほどの上昇となった。当時、終戦直後のインフレーション下だったことは言うまでもなく、公定価格もその影響下にあった。実際、実効価格は公定価格に比べ大きく上昇している。加えて、史料の制約上限定的にしか明らかに出来ないが、参考として記載した、代表的水産物の1つである鰯の生産者公定価格も価格上昇がうかがえる。インフレーション下での公定価格の上昇が、事業売上の一端を担っていたのである。

しかし、鯨油の生産高も決して低くない（表2）。南氷洋捕鯨事業の再開は食料供給が第一義ではあったことは触れた通りであるが、鯨油に関してはGHQの指示が無ければ輸出できない状況であった（農林大臣官房渉外課訳編(1949-1950)、p.131）。このようなGHQ管理下の鯨油輸出において、およそ600万\$の外貨が得られたことが示されていた（Comp.Public Information Office and General Headquarters(1947)、p.NRS3）。GHQ管理下における鯨油輸出も、南氷洋捕鯨事業に重要な役割を果たしていたのである。

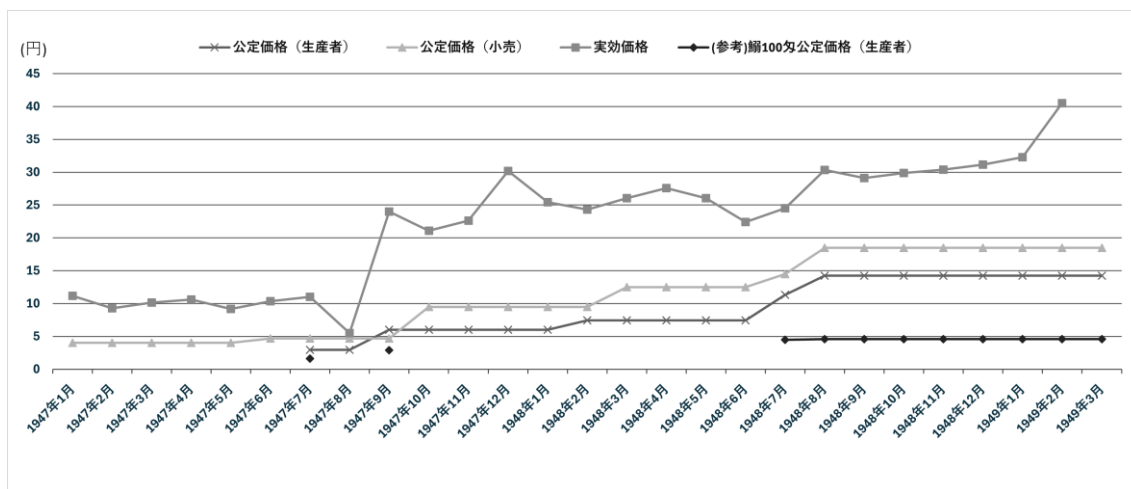


図1 鯨肉の100匁あたりの価格推移（単位：円）

出典:Anon(1948)、p.65 及び General Headquarters, Super Commander for The Allied Powers(1949)、p.89 より筆者作成

注1:実効価格は配給と非公式の購入価格(恐らく闇市のことと思われる(Arch(2016)、p.477。))を加重平均したものとされていた。

注2:1948年以降の鯨の公定価格は、史料では1貫あたり表記であったが、比較のために100匁へと換算している。

## 2-2. 復興金融金庫による融資と生産能力の拡大

南氷洋捕鯨事業が中心的事業となる中、日本水産、大洋漁業の両社は、南氷洋捕鯨事業への投資を進めていく。日本水産は、1948/1949年漁期に向け、冷凍船を2隻、更に捕鯨船を7隻追加し、船団を編成し、増産を計画していた。さらには1949/1950年漁期には冷凍船と探鯨船を1隻ずつ追加し、船団を強化していった。大洋漁業についても、終戦直後は出漁の度に、母船の設備や補強、捕鯨船の新造整備などが行われたことが明らかにされている(田中(1959)、pp.150-151)。漁場制限の中、例外的とはいえ中核事業である南氷洋捕鯨事業に、両社とも投資を行っていたのである。

上述のような設備投資を支えたのは、復興金融金庫<sup>9)</sup>(以下復金)による船舶融資であった。南氷洋捕鯨に必要な設備資金と運転資金のうち、運転資金は初出漁時と同様に市中銀行の融資だったものの、設備資金は復金の融資対象として認められ、母船の改造や冷凍船の新造に充てられたことが明らかにされている(国立国会図書館調査立法考査局編(1949)、pp.221-225)。この構造は、1949/1950年漁期以降も同様だったとされており、運転資金は市中銀行、設備投資は復金融資という構造により、企業は事業の拡大を図ったのである。

復金を基とした設備の拡充は、確かな結果をもたらした。1948/1949年漁期、そして1949/1950年漁期において、両社ともに長須油の生産を伸ばしているのである(表1)。更

に、鯨肉についても全体的に増産されているのは変わらないが、冷凍鯨肉の増産が目立つ点が特徴的であろう(表1)。先述の冷凍船建造が、冷凍鯨肉増産に繋がっていたのである。

生産金額においても、南氷洋捕鯨事業が中心的であるのは変わらなかった。日本水産において、南氷洋捕鯨事業の生産金額は5割を超え、1949年10月からの事業年度においては、60%に達したのである(表2)。しかし、収益に関してはそれ以上だった。1948年10月からの事業年度においては、年間利益4億5千6百万円のうち、南氷洋捕鯨事業による利益が3億4千万であり、約75%を占めていたとされたのである(ダイヤモンド社(1950)、p.74)。

大洋漁業についても、1946年8月11日から1950年8月31日までの五期まとめた決算<sup>(10)</sup>で、総売上高約238億4千万円のうち、南氷洋捕鯨事業が約78億円であることから、おおよそ3割強を占めていた(大洋漁業株式会社(1950)、pp.2-27)。利益については判明しないが、やはり中心的事業の1つだったことが示唆されている(徳山(1992)、p.222)。

とはいえ、企業の中心的事業となっていた南氷洋捕鯨事業についても、今後の見通しについて不安が無かったわけではない。終戦直後期において、基本的に統制によって公定価格が定められている中での取引であった。しかし1950年4月1日付で、水産物の統制が撤廃されたのである(物価庁編(1950)、p.119)。その結果、鯨肉の価格が低下し、影響を受けたことが指摘されていた(宇田川・上原監(2011)、p.202)。1948/1949年漁期および1949/1950年漁期における日本水産の生産量と、事業年度別生産金額を比較してみると、鯨肉に関しては、生産量が冷凍・塩蔵ともに増加しているにもかかわらず、生産金額が半分近くの値となっている(表1、2)。統制が撤廃されたことによって鯨肉価格が低下し、企業は影響を受けたのである。

もっとも、この価格低下の背景には、ドッジラインと呼ばれる、GHQによる金融引締めおよびインフレ抑制政策の展開の影響があったことが指摘されているため(宇田川・上原監(2011)、p.202)、統制撤廃の直接的影響のみによるものとは言えない。実際、ドッジラインによって消費者物価指数は1949年から1950年の1年間で35%低下している(角丸証券調査部(1950)、pp.2-3)。ドッジラインによる物価低下が起こっていたところに、統制の撤廃によって急激な価格低下がもたらされた。つまり、鯨肉の統制撤廃間際における公定価格は、ドッジラインによるデフレ下にあった当時の物価と比べれば、高い価格に設定されていた状態だったと言えよう。それゆえに、統制の撤廃と共に鯨肉価格は値下がりしたのである。ドッジライン以前のインフレーション下にあつて、公定価格として定められた価格があったからこそ、企業内で高い生産金額を維持することができていた点は、確かと言えよう。

上述のような鯨肉の状況の一方、鯨油に関しては、1948年に、戦後における統制の一環として油糧配給公団法に基づき設立された油糧配給公団に、日本水産、大洋漁業共に全量を一括で納入していた(日本水産(1950)、p.36)<sup>(11)</sup>。そして油糧配給公団が、GHQによる

管理の下で輸出等に向けて仕向けるという形をとっていたのである。つまり企業は、油糧配給公団との一括取引によって、安定的に鯨油による収益を上げることが可能だったのである。しかし順次統制が撤廃されていく中で、油糧配給公団との一括取引も 1949/1950 年漁期の鯨油が最後となる見通しとされており（日本水産(1950)、p.33）、安定的な鯨油取引が可能かどうかは不透明な状況であった。鯨肉・鯨油共に、統制の下での取引で中核的事業となっていたが、統制の撤廃に伴い先行きは不透明なものとなっていたのである。

### 3. おわりに

終戦直後期の南氷洋捕鯨事業は、マッカーサーラインにおいて自由な遠洋漁業が不可能という状況の中、タンパク源の確保を目的として GHQ が特別に許可したことで再開された、例外的な遠洋漁業であった。そうした状況の中、許可を受けた企業は復金融資および市中銀行による融資によって南氷洋捕鯨事業に積極的に投資を行い、事業拡大したのである。その結果、GHQ の意図もあり鯨肉生産を中心としつつ、GHQ 管理下による鯨油販売という構造の下で、南氷洋捕鯨事業は企業の中核事業となりえた。

しかし、統制が撤廃されると、状況は一変した。同時期のドッジラインによるデフレ下の影響もあり、鯨肉価格は低下し、生産金額は大幅に低下した。鯨油も、油糧配給公団との取引が終了することで、先行きは不透明となっていたのである。GHQ による特別な許可及び統制による公定価格取引で事業を成長させることが可能となり、先行研究が指摘するように企業再建のテコとなったものの、統制撤廃とともに先行きが不透明となりつつあったのが、終戦直後期における南氷洋捕鯨事業の特徴と言えよう<sup>(12)</sup>。

以上が、本稿における結論である。終戦直後期における水産企業の展開過程、その一端を明らかにしたものの、史料的制約もあり、企業側が、日本の政策および GHQ の占領政策をどのように認識し、どのように GHQ や政府と交渉しながら行動していったかについては、詳しく論じることはできなかった。また捕鯨業の事例研究としては、同時期における日本の沿岸捕鯨も存在するが、この点についても十分に検討できていない。これらの点は課題とし、別稿に期したい。

#### 注

- (1) 本稿における「終戦」とは、特に断りのない限り太平洋戦争および第二次世界大戦終戦のことを指すものとする。
- (2) 葛城(1965)、p1 より引用。
- (3) 1945 年 9 月 27 日付で、おおよそ北海道から九州沖まで漁業が許可された海域の通称（外務省(編纂年不詳)、p.6)。随時拡張されるものの、終戦直後の日本漁業はこのマッカーサーラインの漁区制限により規定された。

- (4) なお、戦前期の南氷洋捕鯨業については、片岡(2024)によって、1951年から1966年については湯浅(2024)によって詳細が明らかにされてきた。本稿は南氷洋捕鯨業の事例研究という側面も有するが、上述のような先行研究との接続という面からも、終戦直後期における南氷洋捕鯨業について明らかにしたい。
- (5) 戦前においては日本水産に加え、大洋漁業の前身である林兼商店傘下の大洋捕鯨、そして極洋捕鯨の3社が出漁していた(桧山(1964)、pp.189-190)。なお、極洋捕鯨については本稿で対象とする期間には出漁していないが、準備はしていたもののGHQより許可が下りなかったとされている(極洋捕鯨30年史編集委員会 企画・監修(1968)、p.152)。
- (6) Comp.Public Information Office and General Headquarters(1947)、p.NRS3より引用。なお、括弧内の日本語翻訳は筆者による。
- (7) なお南氷洋捕鯨に先立ち、マッカーサーライン外における捕鯨として、小笠原沿海での捕鯨が大洋漁業へ1945年末に許可され、1946年2月に出漁している(山口編(2022)、p.159)。十分な設備は整わず、生産物も酷い製品だったとされるも、この成績がGHQに認められ、南氷洋捕鯨事業へ許可が下りる一端になったことが示唆されている(徳山(1992)、pp.173-182)。
- (8) 戦前・戦後のマーガリン原料需要を中心とした鯨油需要については、赤嶺(2023)、湯浅(2024)に詳しい。
- (9) 第二次世界大戦後、日本の経済復興を促進するために必要な資金を供給するため、政府出資により1946年に設立された金融機関。特に、他の金融機関などから資金供給が困難な部門への資金供給を行うことを目的としていた(「復興金融金庫(アジア歴史資料センター)」(URL: <https://www.jacar.go.jp/glossary/term1/0110-0010-0060-0030-0010-0010.html>,最終閲覧日:2025年9月4日)。
- (10) 戦後、会社経理応急措置法に基づき、大洋漁業は1946年8月11日以来決算を行っていなかった。しかし1950年8月31日付で、新旧勘定を併合し、正式決算を行ったのである。そのため、五期まとめでの決算となっている。
- (11) 油糧配給公団については残存する史料が少なく、取引の実際を明らかにすることは困難である。しかし、公団設立の根拠となった油糧配給公団法において、その業務は「物価の定める価格による国内産油糧及び輸入油糧の一手買取及び一手賣渡」とされていた(『官報 第6279号』、1947年12月17日、p.8)。それゆえの一括納入だったと推測される。
- (12) 大洋漁業と日本水産において、南氷洋捕鯨事業が企業再建のテコとなったのは、先行研究および本稿で明らかにした。だがそのみならず、GHQによる漁船建造許可数や漁業への復金融資の割合が、日魯漁業や日本冷蔵、極洋捕鯨も含めた大規模水産企業への割合が高く、その事実が戦後の大規模水産企業復興に寄与していたのである(山口編(1965)、pp.400-402)。建造許可・復金融資の何れも南氷洋捕鯨事業の占める割合が高かったのは

事実であるが、そのみならず、漁船建造許可と復金融資が、大規模水産企業全体の復興の基礎となった点は改めて指摘しておきたい。

#### 参考文献

- [1] Anonymous (1948) “1948 Annual Report for Japan to Food and Agriculture Organization, etc.”, *Far Eastern Commission Records*, 1945-1951, Box103(2), National Diet Library, Japan.
- [2] Arch J. (2016) “Whale Meat in Early Postwar Japan: Natural Resources and Food Culture,” *Environmental History*, 21, 467-487.
- [3] Comp. Public Information Office and General Headquarters (1947) *Ryder, Charles W., Papers*, 1917-1950, Box5, Collection by National Diet Library, Japan.
- [4] General Headquarters, Super Commander for The Allied Powers (1949) “1949 Annual Report for Japan to Food and Agriculture Organization of the United Nations”, *GHQ/SCAP Records, Civil Affairs Section*, 1945-1951, Box2383(9), National Diet Library, Japan.
- [5] 赤嶺淳(2023)「日本近代捕鯨史・序説—油脂間競争における鯨油の興亡—」、『国立民族学博物館研究報告』、47巻3号、pp.393-461。
- [6] 岩崎寿男(1997)『日本漁業の展開過程—戦後50年概史』、舵社。
- [7] 宇田川勝・上原征彦監修(2011)『日本水産百年史』、日本水産株式会社。
- [8] 外務省(編纂年不詳)「Collection of Directives concerning The So-called“MacArthur Line”」、大臣官房総務課編(1947-1952)『本邦漁業関係雑件 占領下における本邦漁船の操業区域(マッカーサーライン)関係』、外務省外交史料館所蔵、E'1.3.2.2-2。
- [9] 角丸証券調査部(1950)「国内経済——わが国の物價は安定したか」、『証券時報』27号、pp.2-7。
- [10] 片岡千賀之・小岩信竹・伊藤康宏編著(2022)『日本漁業の200年』、北斗書房。
- [11] 葛城忠男(1965)『母船式工船漁業』、大日本水産会新聞部。
- [12] 極洋捕鯨30年史編集委員会 企画・監修(1968)『極洋捕鯨30年史』、極洋捕鯨株式会社。
- [13] 国立国会図書館調査立法考査局編(1949)『わが国漁業金融の沿革と現状(国調立資料；B第32)』、国立国会図書館調査立法考査局。
- [14] ダイヤモンド社(1947)「日本水産に興味あり」、『ダイヤモンド』35巻35号、pp.25-26。
- [15] ダイヤモンド社(1950)「日本水産は収益力大」、『ダイヤモンド』38巻5号、pp.73-74。
- [16] 大洋漁業株式会社(1950)「第五期報告書」、『有価証券報告書』。
- [17] 多藤省徳(1985)『捕鯨の歴史と資料』、水産社。
- [18] 田中宏(1959)『新編日本主要産業大系 水産篇 大洋漁業』、展望社。
- [19] 徳山宣也(1992)『大洋漁業・捕鯨事業の歴史』、徳山宣也。

終戦直後期における水産企業の経営展開—南氷洋捕鯨事業の事例—

- [20] ニチロ編(1996)『日魯漁業経営史(現ニチロ)第2巻』、ニチロ。
- [21] 日本水産株式会社(1950)「上場有価証券報告書」、『有価証券報告書』。
- [22] 日本水産株式会社『有価証券報告書』、各年。
- [23] 農林大臣官房渉外課訳編(1949-1950)『総司令部覚書集 1-2』、農林省大臣官房渉外課。
- [24] 桧山義夫(1964)『水産学概論 改訂版』、東京大学出版会。
- [25] 「復興金融金庫 (アジア歴史資料センター)」(URL: <https://www.jacar.go.jp/glossary/term1/0110-0010-0060-0030-0010-0010.html>, 最終閲覧日:2025年9月4日)
- [26] 物価庁編(1950)『物価統制資料集 : 昭和二十三年六月価格補正以後の価格改訂等資料集 第4分冊』、物価庁。
- [27] 前田敬治郎・寺岡義郎(1952)『捕鯨 附日本の遠洋漁業』、日本捕鯨協会。
- [28] 山口和雄編(1965)『現代日本産業発達史XIX 水産』、現代日本産業発達史研究会。
- [29] 山口県編(2022)『山口県史 通史編 現代』、山口県。
- [30] 湯浅俊介(2024)「国際的な規制制度下における水産業界の対応 : 1951年から1966年における南氷洋捕鯨事業の事例」、『歴史と経済』66巻4号、pp.1-18。